

陳 述 書

2024年 //月 //日

住所 静岡市

氏名

小川 秀世

1. 私は、静岡県弁護士会に所属する弁護士です。

母校である静岡大学で再審の研究をされていた刑事訴訟法学者の大出良知教授（現在は弁護士）から袴田事件のことを聞いたことがきっかけで、1984年の弁護士登録と同時に袴田事件の再審弁護団に加わり、第一次再審の特別抗告審のころから弁護団事務局長を務め、2024年1月からは主任弁護人を兼務しています。

2. 私が弁護団の事務局長としてやってきたことの中で誇れることの一つは、支援者との緊密な協力です。支援者にも弁護団会議に出席を求め、資料も共有しています。味噌漬け実験や録音テープを聞いて文字起こす作業などで、強力なサポートを受けているのです。第二次再審の新証拠も、支援者が協力して作ってくれたほどです。このような弁護団は、他にないと思います。もともと裁判は公開が原則です。法曹界が内部だけでコソコソと運営すればよいというものではありません。アメリカでは、法廷の傍聴席が足りなくなったとき、公判がテレビ中継で全国放送されたくらいです。私は一般市民の積極的な参加を大いに歓迎し、支援者に胸襟を開いて、関係を緊密にしてきました。その姿勢があっこそ、支援者が積極的なサポート態勢をとってくれたと思っています。そうしたサポートが弁

護活動の強力な武器となり、再審開始決定にこぎつけたと思っています。

3. 私が「袴田サポーターズ・クラブ」（以下「HSC」といいます。）のピンバッジ（以下「本件バッジ」といいます。）を常に身につけるようになったのは、2020年6月からです。

本件バッジの外周に記されている「幸せの花」という文言は、2018年5月に私の法律事務所の駐車場に設置した「袴田巖さんの壁」に、袴田巖さん（以下「袴田さん」といいます。）自身が書いた言葉です。この壁は、チェコのプラハにある平和の象徴、「ジョン・レノンの壁」に着想を得て、誰もが袴田さんの再審開始を求めるメッセージを書き、通行する方々が見られるように道路に面して設置したもので、高さ約2.4メートル、幅が約5メートルあります。除幕式をおこなった際に、最初に袴田さんにメッセージを書いてもらったところ、「幸せの花 袴田巖」と書いたのです。

私は、長年にわたって袴田さんの支援を続けて来られた方々への尊敬の気持ちから、本件バッジを常に身につけるようになりました。

4. 2023年3月、東京高裁が袴田事件の再審開始を決定し、同年10月から再審公判が始まったわけですが、裁判長を務める國井恒志裁判官（以下「國井裁判長」といいます。）は、裁判の開始前から開始後まで、複数の警備員を法廷内に配置し、傍聴人の方向に向けて着席させた上で、常時傍聴人を監視させ、傍聴人に対して、筆記用具を除く全ての手荷物（ハンカチやティッシュ、それを入れるバッグに至るまで）を強制的に預けさせるという、過剰かつ不必要な法廷警察権の行使をしました。

いうまでもなく、公開の法廷で行われている裁判は誰でも傍聴が可能とされて

います。最高裁は、これを、憲法 82 条が裁判を公開することによって、公平公正な裁判がなされることを制度として保障していることによるとしています。学説では、憲法が裁判の傍聴を国民の権利として保障しているという説が有力です。いずれにしても、一般市民が裁判を傍聴することは、我が国の司法に対する国民の信頼を維持する上で、最も重要な制度といっても過言ではありません。

だからこそ、裁判所においても、ネット上での広報を含め、パンフレット等様々な手法を用いて、裁判の傍聴が可能であることや、そのルールを積極的に広報し、裁判の傍聴を促しています。

もちろん、傍聴人の不適切な行動によって公平公正な裁判が妨げられるようなことがあっては本末転倒ですから、最高裁は、裁判所傍聴規則を定め、より具体的に法廷傍聴のルールをホームページに掲載しています。このような最高裁の規則は、裁判そのものを生中継する国さえ珍しくない昨今、いささか厳しすぎるルールであるとは思いますが、それでも我が国においては、公平公正な裁判を行う上で必要なルールであると理解されて、そのように運営されてきました。

そして、もちろん当該ルールには、「筆記用具を除いた全ての所持品を許さない」などという不合理な記載はありません。危険物や裁判の妨げとなりうるようなものの携帯を禁止しているだけです。公平公正な裁判を実現するために、必要かつ十分な制限です。

ところが、國井裁判長は、袴田事件の再審公判においてのみ、傍聴人に対して、紙とペン以外の所持品の持ち込みを禁止し、携帯電話がポケットに入っていることを失念してボディチェックを受けた傍聴人について、傍聴券を無条件にはく奪しました。本来、ボディチェックで禁止物が検知されたのであれば、それを預け

て傍聴すればよいだけです。様々な身体的事情を持つ傍聴人がある中で、一切の所持品を許さないなどという規制は余りにも不合理でした。

私は、國井裁判長に対し、このような行き過ぎた法廷警察権の行使を速やかに改めてほしいと想い、2024年2月26日付けで「申入書」を提出しましたが、改められることはありませんでした。

5. そうした中、2024年4月24日に第14回期日が開かれた際、國井裁判長は、本件バッジを身につけていた傍聴人に本件バッジを外すよう命じ、公判の休憩時間中には、私たち弁護士や袴田さんの実姉で補佐人の袴田ひで子さん（以下「ひで子さん」といいます。）に対しても、本件バッジを外すよう命じたのです。前述のとおり、本件バッジは、HSCへの所属を示す意味しかなく、裁判所等に対する要求等が記されているわけではありません。また、本件バッジに記された「HAKAMATA SUPPORTERS CLUB」や「幸せの花」の文字は、向かい合って見てもまったく読むことができないほど小さく、一般的に法廷での装着が禁じられているゼッケンやはちまき等とはまったく違うものです。

また、私たち弁護士も補佐人であるひでさんも、第13回期日までは本件バッジを外すように裁判所から指示されたことはなく、本件バッジを装着したまま在廷していました。その結果、何らのトラブルもなかったことは、裁判所もよく理解しているはずです。公判審理にまったく影響がないことが明らかであるにもかかわらず、弁護士、傍聴人らの身につけるものまで指示することは、あまりに過剰な法廷警察権の行使であると思いました。

私は、日本中、さらには世界中から注目される袴田事件の再審公判において、こうした理由のない法廷警察権の行使が行われるべきではないと考え、2024

年5月10日付けで合議体宛に意見書を提出し、柔軟な対応を求めましたが、翌日に担当書記官から電話があり、やはり本件バッジをつけることは認められないとのことでした。

私は公判への影響を考え、第15回期日には本件バッジを外して出廷せざるを得ませんでした。

6. 法廷警察権があるからといって、それを過剰に行使するべきではないと思います。こうした過剰な行使は、裁判の公開、あるいは、弁護人としての訴訟活動を、大きく制約することになります。この訴訟が、適切な法廷警察権の行使を考える、一つの問題提起となればと思っています。

以上